

税務キャッチ・アップ

所得・地方税関係

上場株式等に係る配当所得の課税方式

1 はじめに

平成29年度税制改正において「上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する」とし、上場株式等に係る配当所得について所得税と住民税で別々の課税方式が採用できることが明確化された（「平成29年度税制改正大綱」より）。

2 上場株式等に係る配当所得等の課税方式の明確化

従前より、上場株式等の配当等（措法8の4②）については、所得税、住民税ともに①総合課税、②申告不要（源泉徴収のみ）、③申告分離課税のいずれかを選択できることとされていた（地法32⑫、313⑫、地法附則33の2）ところ、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項をもとに課税できること等を明確化するための改正が行われた（地法32⑬、313⑬、地法附則33の2⑥）。

3 課税方式

上場株式等の配当等の課税方式は以下のとおりである。

(1) 総合課税

確定申告により、配当所得を他の所得と合算して課税標準を算定し、それに税率を適用して

税額を算出する。この場合は配当控除の適用がある。

(2) 確定申告不要

配当所得について課税標準に含めず、確定申告を行わずに所得税15.315%（復興特別所得税を含む。以下同じ）、住民税5%の源泉徴収のみを行う。この場合は、配当控除や所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の控除を受けることはできない。

(3) 申告分離課税

配当所得を他の所得と区分して税額を計算し、確定申告により税額を納める。総合課税に代えて所得税15.315%、住民税5%の税率によることとなり、配当控除の適用はない。

なお、上場株式等に係る配当等を確定申告する場合は、配当所得の全てについて総合課税か申告分離課税のいずれかを選択する必要がある。

4 所得税と住民税の課税方式の選択の有利・不利

(1) 所得税の場合

（表1）所得税の場合

課税所得	申告不要 申告分離	総合課税
695万円～ 900万円	15.315%	23%－10%＝ 13%
900万円超		33%－10%＝ 23%

※総合課税のマイナス分は配当控除

①（表1）より、課税所得金額が900万円以下の場合には源泉徴収税額の15.315%より総合課税した場合の税率13%

の方が低いため、総合課税を選択した方が有利になる。

② 一方、課税所得金額が900万円超の場合には、総合課税した場合の税率は23%となるため、申告不要を選択した方が有利になる。

ただし、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合、繰越控除の適用がある場合には①②に関わらず、申告分離課税方式を選択して損益通算、損失の繰越控除を適用した方が有利な場合がある。

(2) 住民税の場合

（表2）住民税の場合

課税所得	申告不要 申告分離	総合課税
0～ 1,000万円	5%	10%－2.8% ＝7.2%

※総合課税のマイナス分は配当控除を考慮

（表2）より、総合課税の税率は一律7.2%で、5%を上回ることから原則申告不要が有利となる。

5 おわりに

住民税について所得税と異なる申告をすることで、住民税の所得金額などを基に決められる国民健康保険料、介護保険料、保育料、後期高齢者保険料等にも影響を及ぼすこととなる。そのため所得税と住民税の課税方式の選択は慎重に行う必要がある。

（右山研究グループ）
税理士 三浦 裕義